

金融庁における平成27年度政策評価・28年度実施計画（概要）

平成27年度		平成28年度	
基本政策／施策	主な実績	測定結果	主な取り組み
I 経済成長の礎となる金融システムの安定			
1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	・「金融モニタリングレポート」の公表 ・「金融行政方針」に基づく金融モニタリングの実施	A	・効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施
2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	・証券化リスク・リテンション、資本バッファ等に関する監督指針及び関連告示等を整備	A	・国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備
3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	・マクロブルーデンス総括参事官室を設置し、内外の市場動向等についてより深度ある分析を実施したほか、金融システムの安定性に関するリスクを積極的に把握	A	・マクロ経済、金融市場等の把握・分析と金融機関のビジネス、貸出・運用動向等の実態把握
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上			
1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・27年改正金融商品取引法に伴う関係政府令等の整備（いわゆる「プロ向けファンド」に係る制度整備） ・利用者保護法制の適切な運用	B	・利用者保護のための所要の政府令の整備 ・顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からモニタリングを実施
2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・各金融機関における取引先企業の事業性評価及びそれに基づく融資や本業支援等の取組みを促進	B	・質の高い金融仲介機能の発揮 ・金融機能強化法の適切な運用
3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・26年改正保険業法に伴う関係政府令等の整備（情報提供義務や意向把握・確認義務の導入等） ・N I S Aの普及・定着を促進	B	・金融審議会「市場ワーキング・グループ」における、日本の市場・取引所を巡る諸問題についての検討 ・N I S Aの普及・定着を促進
III 公正・透明で活力ある市場の構築			
1 市場インフラの構築のための制度・環境整備	・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた関係政令・内閣府令の整備 ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）の整備（安定運用、改修対応等）	A	・中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の整備 ・E D I N E Tの整備（安定運用、改修対応等）
2 市場機能の強化のための制度・環境整備	・26年改正金融商品取引法に関する関係政府令等の整備（投資型クラウドファンディング等に係る制度整備等） ・「シュワードシップ・コード」及び「コーポレートガバナンス・コード」の定着に向けた情報発信・周知活動等（フォローアップ会議の設置等）	B	・上場企業のコーポレートガバナンスの実効性の向上を促す取組み ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を受けた、より効果的・効率的な開示に向けた制度整備等の推進
3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	・発行市場、流通市場全体に目を向けた市場監視を行うとともに、不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に対し、課徴金納付命令勧告や告発を実施	B	・取引手法の多様化や複雑化等に対応した機動的な市場監視 ・従来型の問題企業の摘発に加えて大規模上場会社における開示の適正性等の検証
4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	・監督部局との連携を一層強化し、オン・オフ一体のモニタリングを推進するなど効率的かつ実効性ある検査を実施 ・金融商品取引業者について、重大な法令違反等が認められた事案に対して行政処分を求める勧告を実施	B	・監督当局や自主規制機関等との連携を一層強化するとともに、各社のビジネスモデル等により一層着目したリスクアセスメントを強化し、オン・オフ一体となったモニタリングを実施
5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	・監査法人等に対し、適切な検査・監督を実施 ・I F I A Rの事務局招致活動等	B	・監査法人等に対する厳格な検査・監督の実施 ・I F I A R事務局の東京設置の決定（28年4月）を受けて、同事務局開設に向けた必要な支援の実施
IV 横断的施策			
1 国際的な政策協調・連携強化	・国際的な金融規制改革等の議論における内外への発信提案 ・講演等を通じた規制の再検証に関する当庁の考え方の積極的な発信	A	・国際的な金融規制改革等の議論における内外への発信提案 ・規制の複合的な効果の検証に関する日本の立場を引き続き主張
2 アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	・ヤンゴン証券取引所開設をはじめとするアジア諸国における金融インフラ整備の進展 ・「アジア金融連携センター」における研究員受入拡大	A	・アジア諸国をはじめとする新興国に対する金融インフラ整備支援 ・「グローバル金融連携センター」の運営
3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	・金融・資本市場活性化策に係る施策の検討 ・情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案の国会提出 ・「FinTech サポートデスク」の設置	A	・金融サービスの提供者を対象とした金融行政のあり方・アプローチの見直し ・FinTech への対応
4 金融行政についての情報発信の強化	・情報の内容に応じた相応しい手段による情報発信	B	・英語による情報発信の強化
5 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	・「金融リテラシー・マップ」の改定及びガイドブック作成 ・大学における連携講座の拡充	B	・金融経済教育推進会議を通じた金融経済教育の効率的・効果的な推進
業務支援基盤の整備のための取り組み			
1 (1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上	・組織として力を発揮できる体制に向けた取組みの推進 ・職員の資質向上に向けた取組みの実施	B	・職員が成長を実感することができる人材育成の方針の策定 ・多様で高い専門性を備えた人材確保・育成
2 (1) 学術的成果の金融行政への導入・活用	・研究成果報告書を公表 ・勉強会等の開催	B	・金融行政の参考となる調査研究の実施 ・産・官・学のネットワーク強化
3 (1) 金融行政における情報システムの活用	・「金融庁業務支援統合システム」の経費削減効果等の発現	B	・情報システム見直しに伴う運用コスト削減、情報セキュリティ対策の推進
3 (2) 災害等発生時における金融行政の継続確保	・業務継続計画を実践的な内容に見直し、実践的な訓練の実施	A	・業務継続計画等の検証・見直し、実践的な訓練の実施

(注) 測定結果 A : 「目標達成」⇒8 B : 「相当程度進展あり」⇒12